

<様式 1 >

質問書兼回答書

項番	質 問 内 容	回 答
1	採択後、いつまでに開設しなければならないのでしょうか？	本事業は、茨木市高齢者保健福祉計画第10次・介護保険事業計画第9期（令和6年度から8年度）に基づく整備計画であることから、選定後は速やかに開設に向けた手続きを進めてください。 公募要領2ページ「3の(2)その他の条件」の③をご確認ください。
2	様式2-1にて※運営年数は施設開設日基準で記載すること。と記載がありますが運営年数とは施設開設年からいつまでの時点の事で作成すればいいのでしょうか？ 今回応募した施設の開設日が基準なのか10月24日提出日を基準として作成すればいいのかまた、他の基準があるのかご教授願います。	運営年数について、施設開設日から令和7年9月30日時点での年数をご記載ください。
3	公募要領1ページ目「3 応募条件 (1) 対象施設」に対象施設は「住宅型有料老人ホーム」「サ高住」と記載がありますが、「新規の介護付き有料老人ホーム（特定施設）」の公募エントリーは出来るのでしょうか？	新設の場合も公募対象となります。 詳細は公募要領1ページ「1 目的」の14～19行目をご確認ください。
4	整備可能な床数が「202床」とありますが、202床は「住宅型有料老人ホーム」「サ高住」からの転換と「新規の介護付き有料老人ホーム」分を併せて、202床なのでしょうか？	お見込みの通り、「新設」分と「転換」分を合わせて、今年度の募集床数は合計で202床以下となります。
5	「いつまでに開設する」というような期日はあるのでしょうか？	質問1の回答をご確認ください。